

福岡県医発第1273号(地)

平成20年 9月 11日

各 医 師 会 長 殿



福岡県医師会

会長 横 倉 義 武

(公 印 省 略)

平成21～23年度医療提供体制施設整備交付金、医療提供体制推進
事業費補助金に係る事業計画書の提出について

標記の件につきまして、福岡県保健医療介護部長より別紙のとおり通知がありました。

本件は、妊産婦等の多様なニーズに応え、地域において安全・安心・快適なお産の場を確保するため、産科又は産婦人科の診療科を有する病院・診療所に新たに院内助産所等を開設する場合の施設整備及び設備整備に対して補助が行われるものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、産科又は産婦人科の診療科を有する病院及び診療所につきましては、県医療指導課より直接連絡されておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 丸山 泉

20医指第1424号

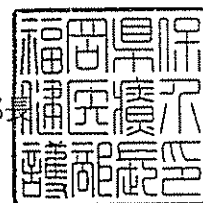
平成20年8月26日

社団法人 福岡県医師会長

社団法人 福岡県病院協会長 殿

社団法人 福岡県私設病院協会長

福岡県保健医療介護部長



平成21～23年度医療提供体制施設整備交付金、医療提供体制推進事業費補助金に係る事業計画の提出について（通知）

本県保健医療行政の推進については、日頃から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記補助金に係る下記1の事業につきまして、別紙のとおり照会しておりますのでお知らせいたします。

なお、対象となる病院及び診療所につきましては、当課よりご連絡しておりますので申し添えます。

記

1 事業名

- ① 院内助産所・助産師外来施設整備事業
- ② 院内助産所・助産師外来設備整備事業

2 添付資料

「補助事業概要書」
「補助事業計画上の留意点」
「照会回答要領」
「補助希望概要書」
「病院・診療所への照会文」



福岡県保健医療介護部医療指導課

担当 神代（こうじろ）

TEL 092-643-3276

FAX 092-643-3277



「公印省略」

20医指第1424号

平成20年8月26日

病院・診療所の管理者 殿

福岡県保健医療介護部医療指導課長

平成21～23年度医療提供体制施設整備交付金、医療提供体制推進事業費補助金に係る事業計画の提出について（照会）

このことについて、下記の1に該当する事業計画があり、当該事業について補助を希望される場合は、別紙2「照会回答要領」により、「補助希望概要書」の提出をお願いします。

記

1 事業名

- ① 院内助産所・助産師外来施設整備事業
- ② 院内助産所・助産師外来設備整備事業

2 添付資料

「補助事業概要書」
「補助事業計画上の留意点」
「照会回答要領」
「補助希望概要書」

福岡県保健医療介護部医療指導課 担当 神代（こうじろ） TEL 092-643-3276 FAX 092-643-3277
--

補 助 事 業 概 要 書

1 目的

この事業は、妊産婦等の多様なニーズに応え、地域における安全・安心・快適なお産の場を確保するため、産科又は産婦人科の診療科を有する病院・診療所に「院内助産所」「助産師外来」（以下「院内助産所等」という。）の開設を促進することを目的とする。

2 補助対象

医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所（以下「医療機関等」という。）の開設者が、新たに医療機関等の施設内に院内助産所等を開設する場合の施設整備及び設備整備を交付の対象とする。

（ただし、公立の医療機関等を除く。また、産科又は産婦人科の診療科を有する医療機関等に限る。）

3 定義

この事業実施における「院内助産所」とは、緊急時の対応ができる医療機関等において、正常経過の妊産婦のケア及び助産を助産師が自立して行い、また、「助産師外来」とは、医療機関等において、外来で、正常経過の妊産婦の健康診査と保健指導を助産師が自立して行うものとする。

4 事業概要

○院内助産所・助産師外来施設整備事業

1) 補助内容

院内助産所・助産師外来の開設に必要な増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費

2) 基準額	基準面積30㎡×構造単価	鉄筋コンクリート	141,400円
		ブロック	123,500円
		木造	141,400円

3) その他	事業区分による調整率	0.33
	既存病床数の割合による調整率	0.95

○院内助産所・助産師外来設備整備事業

1) 補助内容

院内助産所・助産師外来開設のための設備整備として必要な医療機器等の備品購入費
ただし、下限額を一品当たり1万円以上とする。

2) 基準額	3,811千円／1か所
--------	-------------

3) その他	補助率 2／3
--------	---------

補助金事業計画上の留意点(平成21年度)

1 施設整備

1. 工事図面は、詳細設計であること。(変更の可能性が大きいものは不可)また、開設許可事項の変更許可申請書等に添付する図面と一致していること。
2. 事業計画の提出は補助金の交付を約束するものではないこと。
(事業の補助効果、緊急性等を考慮して、効率的な配分を行う必要があることから、県や国による事業計画の不採択等により、補助金等の交付がされない場合があること)
3. 平成21年度における医療提供体制施設整備交付金、医療提供体制推進事業費補助金にかかる交付要綱は、国において策定作業中であり、今後、補助内容や補助条件が変更される可能性があること。
4. 事業計画の提出後は、原則、計画の変更(事業費・図面等の変更)はできない。ただし、建築基準法等の法的な要請により、変更が必要な場合は認められることもあるので、速やかに連絡すること。
(なお、連絡が遅い場合には必要な変更も認められない場合がある。)
5. 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続きに準拠しなければならない。
6. 補助額の多寡にかかわらず、入札結果を県に報告すること。(継続事業を除く)
7. 事業対象建物の所有者と開設者が一致していること。
8. 工事着工は、国からの補助対象事業としての採択の連絡があった以降であること。
9. 平成21年度末までに必ず竣工する工事であること。また、複数年度にまたがる工事であれば、当該年度末時点の施工予定進捗に必ず達する工事であること。
10. 補助事業により取得し、又は効果の増加した不動産及びその従物については、所定の期間が経過するまで国の承認を受けないで、当該補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供してはならない。

(例)鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造の病院の場合	
建物・・・39年間	防壁・・・50年間

なお、処分制限期間前に補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供する場合は、原則として補助金の返還が生じること。

11. 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保存すること。

2 設備整備

1. 事業計画の提出後の設備の機種変更等はできないこと。ただし、事業計画提出後に、当該事業計画に係る設備等が製造中止等になった場合は、変更が認められることがあるので、速やかに連絡すること。
2. 事業計画の提出は補助金の交付を約束するものではないこと。
(事業の補助効果、緊急性等を考慮して、効率的な配分を行う必要性があることから、県や国による事業計画の不採択等により、補助金等の交付がされない場合があること)
3. 平成21年度における医療提供体制施設整備交付金、医療提供体制推進事業費補助金にかかる交付要綱は、国において策定作業中であり、今後、補助内容や補助条件が変更される可能性があること。
4. 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続きに準拠しなければならない。
5. 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の価格が単価50万円(民間団体の場合は30万円)以上の機械・器具については、所定の期間が経過するまで国の承認を受けないで、当該補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供してはならない。

(例)血液透析器・・・7年間 レントゲン(移動式等を除く)・・・6年間
--

なお、処分制限期間前に補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供する場合は、原則として補助金の返還が生じること。

6. 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保存すること。

照 会 回 答 要 領

医療提供体制施設整備交付金、医療提供体制推進事業費補助金に係る2事業（院内助産所助産師外来施設整備事業、院内助産所助産師外来設備整備事業）について、平成21年～23年度の計画を至急に把握する必要がありますので、以下の要領でご回答いただきますようお願いいたします。

1 配布書類

配布書類は、補助事業概要書、補助金事業計画上の留意点、補助要望概要書です。

「補助事業概要書」中の「補助対象」と「事業内容」、補助金事業計画上の留意点をご理解の上、平成21年～23年度において、補助を希望する計画がある場合、次の2及び3に従って書類の提出をお願いします。（計画がない場合は回答不要です。）

2 第1回提出（補助希望概要書）

補助を希望する場合、平成20年9月12日（金）までに「補助希望概要書」を以下の提出先に郵送願います。

この2事業に該当するような整備計画があれば、補助希望概要書を必ず提出してください。

3 第2回提出

補助希望概要書を提出された場合は、平成20年10月中旬を提出期限として以下の書類を提出していただくこととしていますので、ご準備をお願いします。

- ① 事業計画書（補助を希望される施設に後日送付します。）
- ② 平成21年度に事業を計画されている場合には、計画書と併せて以下の書類を提出いただきます。

〔施設整備の場合〕 平面図・見積書等

〔設備整備の場合〕 カタログ・見積書等

【提出先及び連絡先】

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県保健医療介護部医療指導課看護指導係 担当 神代

TEL 092-643-3276

FAX 092-643-3277

補 助 希 望 概 要 書

(平成21年度～平成23年度)

病 院 名			
所 在 地			
開 設 者 名			
担 当 者 名			
連 絡 先	所属名	TEL	

1 院内助産所・助産師外来施設整備事業

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
計 画 の 有 無			
工 事 費			
予 定 工 期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		
計 画 状 況	図 面 等 (有 ・ 無) 見 積 書 (有 ・ 無)		

2 院内助産所・助産師外来設備整備事業

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
計 画 の 有 無			
工 事 費			
予 定 工 期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		
計 画 状 況	カタログ等 (有 ・ 無) 見 積 書 (有 ・ 無)		

補助を希望される場合は、平成20年9月12日(金)までに提出してください。